

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社グループの経営に対する基本的な考えは「企業は株主・従業員・社会の三者の共有物であり、これにお客様、サプライヤー、金融機関等を加えた全てのステークホルダーに利益と誇りをもたらす(Profit and Pride for All Stakeholders)」ということであり、長期的利益の犠牲のもとに短期的利益を追求しないことを命題としております。そのために順法精神に則り、「技術に裏打ちされた、独自性のある、かつ社会に有用な商品の世界中で安くつくり、適正価格で売る」ことにより、高い収益力を持った強い会社となるべく不断の企業活動を展開しております。

そして、これらを支える根幹として、その時代における事業環境や当社グループ特有の経営事情を総合的に勘案した、最適なコーポレートガバナンスを構築することが重要であると考えております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】更新

原則2-4-1【女性の活躍促進を含む社内多様性の確保】

当社の人材育成方針は、経営理念として「愛情と信頼に基づく人間尊重経営」、「派閥の無い強固な団結による風通しのよい経営」を掲げています。これらの理念に基づき、すべての従業員がその能力を出し切ることができる人材育成、働きがいのある職場づくりを進めています。

当社の女性活躍促進等に関する取り組み状況は、下記のサイトに掲載しております。

両立支援のひろば <http://ryouritsu.mhlw.go.jp/index.html>

女性の活躍推進企業データベース <http://positive-youritsu.mhlw.go.jp/positivedb/>

外国人・中途採用者の管理職への登用等に関する測定可能な目標の策定等については、今後検討してまいります。

原則4-11【取締役会・監査役会の実効性確保のための前提条件】

当社は、【原則3-1】に記載の指名方針および【原則4-11-1】に基づき、役員としての資質・適性並びに期待する分野をふまえ、指名報酬委員会への諮問を経て、取締役会において取締役・監査役を指名しており、現在の取締役会の構成は適正であると考えています。

なお、当社の取締役会は、国際性、職歴・年齢等の多様性のある構成となっています。

また、監査役は、当社事業全般ならびに財務・会計に関する十分な知見を有している常勤監査役2名および社外監査役2名、ならびに弁護士のみで社外監査役を1名選任しています。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】更新

原則1-4【政策保有株式】

(1)政策保有株式の保有方針

当社は、取引先との信頼関係強化による販売の拡大、安定調達、安定的な資金調達等といった、販売・購入活動等における事業の円滑な推進が見込める場合に限り株式を保有する方針としており、原則として新規の政策保有をしないことを方針としております。

また、政策保有株式は、定期的に個別銘柄毎に経営状況・取引状況等を確認・評価し、保有の適否を検討しており、保有の適否に関しては、事業上のシナジーだけでなく、四半期毎に各銘柄の経営状況について成長性・収益性・安全性・評価性の指標により現状把握を実施しています。

(2)政策保有株式の議決権行使基準

当社は、政策保有株式の議決権行使については、当社の保有目的に沿って判断し、行使いたします。当社の保有目的に反すると思われる議案については、外部機関の当該議案に対する評価を参考にして、適切に評価・判断いたします。

原則1-7【関連当事者間の取引】

当社は、取締役との利益相反取引については、取締役会で承認、報告を要するよう規定し実施しております。

また、主要な株主を含む取引先との商品の販売、材料等の購入においては、公正で透明かつ自由な競争ならびに適正な取引を行うことを、「EKK企業行動憲章」の【企業行動原則】に定め、取引を行っております。

原則2-6【企業年金のアセットオーナーとしての機能発揮】

当社の企業年金は、基金を設立のうえ、資産の運用を行っております。資産の運用にあたっては、従業員の資産形成の側面並びに当社自身の財政面にも影響を与えることを踏まえて、運用機関に対するモニタリングを定期的に行うとともに、基金に配置する人材に関しても運用にあたる適切な人材を計画的に登用・配置するなど適正に対応しています。

具体的な運営にあたっては会社と加入者の代表者で構成する代議員会・理事会・資産運用委員会で重要案件の機関決定を行い、その結果について社内報やホームページを通じて開示しています。

原則3-1【情報開示の充実】

(1)経営理念、経営戦略、経営計画

当社は、「EKK企業行動憲章」を定め、当社ホームページ(<https://www.ekkeagle.com/jp/>)に掲載しております。

また、当社は、中長期的な経営計画を策定することを基本としており、その概要は「決算短信」、「株主総会招集ご通知」等に記載しております。

(2)コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方、基本方針
「1. 基本的な考え方」に記載のとおりです。

(3)取締役、監査役報酬方針手続

取締役、監査役報酬に関しては、取締役および監査役報酬等の内容の決定に関する方針を定めており、本方針に基づき、株主総会で決定いただいた総額の範囲内で取締役は取締役会、監査役は監査役の協議にてそれぞれ決定しております。また、取締役(社外取締役を除く)および執行役員(国内非居住者を除く)を対象とした業績連動型株式報酬制度も導入しており、詳細は、事業報告、有価証券報告書に記載しております。

(4)取締役、監査役候補者の指名・解任方針、手続

取締役および監査役の指名に関しては、以下のとおり能力、見識、人格等を総合的に判断して候補者に指名することを基本として、指名報酬委員会における検討を経て、取締役会にて決定しております。

業務を執行する取締役については、当社グループの業務に精通した取締役が経営の重要事項の決定に関与することが重要であるとの考えに基づき、個々の経歴もふまえ候補者に指名しております。

独立社外取締役については、会社法で定める社外要件、および東京証券取引所が定める独立性基準に従うとともに、豊かな経験と高い見識に基づく客観的で広範かつ高度な視野から当社の企業活動に助言いただけることが期待され、一般株主と利益相反が生じるおそれがないことを基本的な考え方として候補者に指名しております。

監査役については、専門的な知見に基づく客観的かつ適切な監査といった機能および役割が期待され、一般株主と利益相反が生じるおそれがないことを基本的な考え方として候補者に指名しております。

独立社外監査役については、上記の考え方に加え、会社法で定める社外要件、および東京証券取引所が定める独立性基準に従って候補者に指名しております。

取締役および監査役の解任に関しては、上記指名方針に反する業務執行や不正行為が認められる場合には解任する方針としております。

(5)個々の指名・解任についての説明

取締役・監査役の指名については、個人別の経歴について、「株主総会招集ご通知」に記載しております。取締役・監査役の解任については、解任理由について、「株主総会招集ご通知」に記載いたします。

補充原則3-1-3【情報開示の充実】

当社のサステナビリティの取組みについては、経営理念を基本として、各年度の活動を中心にCorporate Reportにて開示しております。

人的資本に関しては「人権・労働慣行への取り組み」に基本的な考え方、各取り組みを記載しております。

知的財産への投資に関しては、グローバルに展開される回転装置軸封部品のソリューションプロバイダーとしての責務を果たすべく、主に、トライボロジー・材料技術・流体力学をベースとして、各種解析技術を駆使してシール技術に必要な専門分野に特化した研究開発活動を中心に、当社が培ってきた独自技術の深化に努めるべく取り組みを進めています。

なお、持続可能な社会の実現とその一環としての気候変動への対応が各企業において急務となっておりますが、TCFD提言に沿った取り組みとして、気候変動が当事業に及ぼす「リスク」と「機会」を特定し、カーボンニュートラルを考慮した事業活動の整備と、かねてより推進している次世代自動車・次世代エネルギー市場をターゲットとした「環境・省エネに資する次世代独自技術商品」の開発を今まで以上に加速して取り組んでおります。

詳細については当社HPに掲載しておりますCorporate Report2022を参照ください。

<https://www.ekkeagle.com/jp/>

補充原則4-1-1【取締役会の役割、責務(1)】

取締役会規則を制定し、取締役会にて付議する事項を明確に定めております。また、「内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況」(3)に概要を記載しております。

原則4-9【独立社外取締役の独立判断基準及び資質】

独立社外取締役については、会社法で定める社外要件、および東京証券取引所が定める独立性基準に従うとともに、豊かな経験と高い見識に基づく客観的で広範かつ高度な視野から当社の企業活動に助言いただけることが期待され、一般株主と利益相反が生じるおそれがないことを基本的な考え方として候補者に指名しております。

補充原則4-10-1【任意の仕組みの活用】

当社は、取締役会において指名・報酬の議案を付議する際に、社外取締役の関与・助言を得るべく発言を促しています。なお、指名・報酬に関する客観性・透明性を向上させるため、取締役会の諮問機関として、取締役会長、社外取締役3名を構成員とする指名報酬委員会を設置しており、指名・報酬などの特に重要な事項について、定期的な確認・協議を行い、取締役会に対する適切な助言を行っています。

補充原則4-11-1

「当社が取締役および監査役に特に期待する分野」として、2021年度株主総会招集ご通知に掲載しております。また社外取締役には、他社での経営経験を有する者を選任しております。

補充原則4-11-2

取締役、監査役の兼任については、事業報告で開示しております。また、社外役員以外の役員が、他社の役員を兼任する場合には、取締役会で付議することと定めております。

補充原則4-11-3

取締役会の実効性については、監査役と独立社外取締役との意見交換を行う「社外取締役監査役懇談会」を開催し、取締役会の実効性・その他運営等について協議・意見交換を行っております。また、代表取締役と監査役との意見交換を行う「代表取締役監査役懇談会」も開催し、「社外取締役監査役懇談会」において上がった意見、協議内容について報告するとともに取締役会の実効性確保に向けた議論を深めております。上記のプロセスに基づき、取締役会の実効性を確保できる体制を整備しております。

なお、取締役会ならびに取締役会付議事項の事前審議を行なう本部長室長会について、下記の概要で開催、運営しております。

1. 取締役会の開催(2021年度 13回開催)

取締役会規則に基づき、原則毎月開催し、重要事項の決定ならびに業務執行状況を監督しております。また、社外役員の出席状況は事業報告に記載しております。

2. 本部長室長会の開催(2021年度 12回開催)

取締役、執行役員、本部長、室長、ビジネスユニット長及びその補佐職で構成され、常勤監査役出席のもと、月次で開催し、業務執行に関する議案を取締役会へ付議するか否かを審議しております。

補充原則4-14-2【取締役、監査役のトレーニング】

当社は、取締役、監査役がその役割、責務を果たすために必要な知識の習得、適切な更新等の研鑽に努めるための機会を、継続的に提供することを方針としております。

原則5-1【株主との建設的な対話に関する方針】

株主との建設的な対話を促進するための体制整備、取組に関する方針

(1)株主との対話全般について、下記(2)～(5)に記載する事項を含めその統括を行い、建設的な対話を実現するように目配りを行う経営陣または取締役の指定

株主との対話いわゆる窓口、コミュニケーションは、業務本部長、経本部長が統括担当いたします。

(2)対話を補助する社内のIR担当、経営企画、総務、財務、経理、法務部門等の有機的な連携のための方策

事業報告の作成や決算説明会準備においては、業務、経本のみならず営業、技術本も参加し、当社の事業全体を説明できる体制を設けています。

(3)個別面談以外の対話の手段(例えば、投資家説明会やIR活動)の充実に関する取組み

機関投資家向け説明会を年2回開催しており、社長が説明を行なっています。

(4)対話において把握された株主の意見、懸念の経営陣幹部や取締役会に対する適切かつ効果的なフィードバックのための方策

対話においていただいた意見は、必要に応じて担当の取締役、経営陣にフィードバックし、今後のIR活動への参考にしています。

(5)対話に際してのインサイダー情報の管理に関する方策

対話の際において、インサイダー情報を提供しません。また、ディスクロージャーポリシーにおいて、決算期末日から発表日までの一定期間を沈黙期間として定め、株主、投資家からの対話を制限する定めを設けています。

2. 資本構成

外国人株式保有比率

10%以上20%未満

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
NOK株式会社	14,812,559	30.15
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	3,959,200	8.06
フロイデンベルグ・エス・エー	3,800,000	7.74
第一生命保険株式会社	2,758,000	5.61
株式会社日本カストディ銀行(信託口)	1,932,200	3.93
イーグル工業持株会	1,701,928	3.46
株式会社三井住友銀行	1,542,683	3.14
株式会社三菱UFJ銀行	1,318,916	2.68
株式会社中国銀行	637,408	1.30
損害保険ジャパン株式会社	517,652	1.05

支配株主(親会社を除く)の有無

親会社の有無

なし

補足説明更新

上記のほか自己株式が634,564株あります。

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分更新

東京 プライム

決算期

3月

業種

機械

直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	1000億円以上1兆円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社以上50社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	12名
定款上の取締役の任期	1年
取締役会の議長	社長
取締役の人数 更新	8名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数 更新	3名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	3名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()											
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	
法眼健作	その他												
藤岡誠	その他												
島田直樹	他の会社の出身者												

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、 「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、 「過去」に該当している場合は「」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
法眼健作			社外取締役法眼健作氏は、直接会社の経営に関与された経験はありませんが、外交における豊かな経験と高い見識に基づき、客観的で広範かつ高度な視野から当社の企業活動に助言いただくため社外取締役として選任しております。
藤岡誠			社外取締役藤岡誠氏は、産業政策および外交における豊かな経験と高い見識ならびにそれらに基づいた企業経営の実績を有しており、客観的で広範かつ高度な視野から当社の事業活動に助言いただけるものと判断し、社外取締役として選任しております。
島田直樹			社外取締役島田直樹氏は、企業経営コンサルティングにおける豊かな経験と高い見識ならびにそれらに基づいた企業経営の実績を有しており、客観的で広範かつ高度な視野から当社の事業活動に助言いただけるものと判断し、社外取締役として選任しております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無

あり

任意の委員会の設置状況、委員構成、委員長(議長)の属性 更新

	委員会の名称	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	社外有識者(名)	その他(名)	委員長(議長)
指名委員会に相当する任意の委員会	指名報酬委員会	4	0	1	3	0	0	社内取締役
報酬委員会に相当する任意の委員会	指名報酬委員会	4	0	1	3	0	0	社内取締役

補足説明 更新

指名報酬委員会は、社内の取締役1名と社外取締役3名の合計4名で構成されており、取締役会から諮問を受けた確認・助言機関として、取締役・監査役候補者の指名や取締役の報酬等、経営上重要な事項を取締役会から諮問を受けて検討し、取締役会へ答申を行います。

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の数	5名
監査役の数	5名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役は会計監査人と随時情報の交換を行うことで相互連携を実施しています。具体的には、会計監査人の監査体制、監査計画、監査実施状況などの確認や、業務執行に伴った適切な会計処理に関する専門的な意見の聴取といった内容を中心に、情報交換を実施しています。

また、当社の内部監査部門は社長により任命された内部監査員で構成されており、各部門および関係会社の業務が適切かつ合理的に執行され

ているかを監査しております。

監査役と内部監査部門は、内部監査結果の報告を中心に、必要に応じて情報交換を実施しています。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	3名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	1名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
前原 望	他の会社の出身者													
渡辺英樹	他の会社の出身者													
梶谷 篤	弁護士													

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、 「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、 「過去」に該当している場合は「」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d 上場会社の親会社の監査役
- e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- m その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
前原 望			当社の主要株主かつ主要取引先であるNOK株式会社において長年にわたり営業および事業管理に関する業務に従事しており、それらの経験に基づいた当社事業と関連の高い分野における幅広い知識を当社の監査に反映していただくため、社外監査役として選任しております。
渡辺英樹			当社の主要株主かつ主要取引先であるNOK株式会社において長年にわたり財務・経理に関する業務に従事しており、それらの経験に基づいた当社事業と関連の高い分野における幅広い知識を当社の監査に反映していただくため、社外監査役として選任しております。
梶谷 篤			弁護士としての専門的見地ならびに企業法務に関する豊富な経験と幅広い知識に基づき、経営全般にわたっての大所高所からの意見を当社の監査に反映させるため、社外監査役として選任しております。

【独立役員関係】

独立役員の数	4名
--------	----

その他独立役員に関する事項

当社は独立役員の資格を充たす社外役員を全て独立役員に指定しております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する
施策の実施状況

業績連動報酬制度の導入

該当項目に関する補足説明 更新

取締役および監査役の報酬等は、優秀な人材を確保・維持できる水準や、当社グループの業績向上および企業価値増大へのモチベーションを高めることも勘案した報酬体系としております。

なお、取締役(社外取締役を除く)および執行役員(国内非居住者を除く)を対象とした、業績連動型株式報酬制度を導入しております。

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

取締役の報酬は、事業報告および有価証券報告書において総額で開示しております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針
の有無 更新

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

当社は、以下のとおり取締役および監査役の報酬等の内容の決定に関する方針を定め、本方針に基づき、株主総会で決定した総額の範囲内で、取締役の報酬に関しては取締役会にて、監査役の報酬に関しては監査役の協議にてそれぞれ決定しております。

なお、当社は、役員の指名・報酬に関する客観性・透明性の向上を含む経営上の重要な課題に対応するため、取締役会の諮問機関として、指名報酬委員会を設置し、役員の指名・取締役の報酬等の特に重要な事項について定期的な確認と、取締役会に対する適切な助言を行っております。指名報酬委員会は、取締役会長および社外取締役を構成員とする会議体であり、指名・報酬等の経営上の重要な課題に関する確認・助言を行っております。

当社の、取締役および監査役の報酬に関する方針は、以下のとおりです。

・方針の決定方法

取締役の報酬方針については、指名報酬委員会の助言も踏まえ、取締役会にて決定しております。また、監査役の報酬方針については、監査役の協議にて決定しております。

・基本方針

当社グループは、技術に裏打ちされた独自性ある、かつ社会に有用な商品を世界中で安くつくり適正価格で提供することで高い収益力を持つ強い企業になることを目指しております。そして、この方針を、中長期的な視野を持って追求することが、当社グループの中長期的な企業価値の向上、およびステークホルダーの満足度向上に資すると考えています。

この方針を遂行するにあたっては、当社の取締役をはじめとする経営陣の目標達成意欲と、ステークホルダーの満足度向上を、その報酬面から促すことが必要と考えております。そのため、当社の経営陣に対しては、新たに一定割合が当社グループの中期計画における重点実施施策にかかるKPI達成度に応じて変動する自社株式報酬を導入することとし、単年度の業績目標達成度に応じて変動する金銭報酬との両輪で、中長期的

な企業価値の向上とステークホルダー満足度の向上を目指します。

・個人別の報酬等の額または算定方法の決定方針

取締役の報酬は、各事業年度における業績の向上ならびに中長期的な企業価値の増大に向けて職責を負うことを考慮し、固定報酬部分・短期成果期待部分・長期成果期待部分からなる、基本報酬(金銭)・短期業績連動報酬(金銭)・中長期業績連動報酬(株式)の三分区としております。一方、社外取締役には、業務執行から独立した社外の立場から客観的なご意見、ご指摘をいただくことを期待しており、その立場に鑑み、基本報酬(金銭)のみ支給いたします。

また、監査役の報酬につきましても、当社グループ全体の職務執行に対する監査の職責を負うことから、職位に応じた基本報酬(金銭)のみ支給いたします。

なお、報酬の支給に関しては、急激な業績悪化や、企業価値毀損の事態があった場合は、臨時に減額または不支給とすることがあります。

当社の取締役の報酬体系は、役職(会長職、社長職、副社長職、専務職等の役付)の職責に応じ、報酬額に階差を設けるものとし、現在適用する階差は、短期・長期成果部分が基準額であった場合、専務職1に対し、会長、社長職は1.6内外の設定としております。

・業績連動報酬等に係る業績指標等の内容および額または数の算定方法の決定方針

業績連動報酬は、評価項目の達成度に応じ、0%から200%の範囲で支給しております。

短期業績連動報酬の決定に際しては、企業業績の指標として利益水準の維持向上が最も適切であるとの判断から、期初営業利益計画の達成度合いを中心に、配当実施額、従業員賞与支給額、その他業績に影響を与える事項(天災、特別損益等)を勘案し、決定しております。

中長期業績連動報酬に係る指標は、企業グループの総合的な収益力を高めると同時に、ESGを考慮した経営を進めるという理由から、財務指標をROIC、非財務指標をFTSE Russell ESGスコアとしており、それぞれの評価加重を90%・10%としております。

・非金銭報酬等の内容およびその額若しくは数またはその算定方法の決定方針

中長期業績連動報酬については、当社グループの中長期的な業績向上と企業価値増大に対する取締役の貢献意欲を高めるため、役員報酬BIP(Board Incentive Plan)信託の仕組みを活用しています。これは、対象となる取締役(社外取締役を除く)および執行役員に対し、取締役会で承認された株式交付規程に従い、役員・在任期間および中期目標の達成度等に応じて算定されるポイント数に応じた数の当社株式および当社株式の換価処分金相当額の金銭(以下、「当社株式等」という。)を交付および給付する制度です。

・個人別の報酬等の額につき種類ごとの割合(比率)の決定方針

当社の業域は自動車・建設機械、一般産業機械、半導体、船舶、航空宇宙を始めとした各産業における、メカニカルシール・特殊バルブ等の機械要素部品の製造販売であり、業績が同業界の動向に左右され易い状況も勘案し、取締役の短期業績連動報酬・中長期業績連動報酬の割合は、それぞれ報酬総額の10%・20%としております。

・報酬等を与える時期または条件の決定方針

基本報酬は、定時株主総会後の取締役会において翌月から1年間の月額を決定し毎月支給とし、固定額を毎月一定日に支給しております。短期業績連動報酬は、取締役会において、期末決算に基づき、上記「業績連動報酬等にかかる業績指標等の内容および額または数の算定方法の決定方針」に従い決定し、当該決算に係る定時株主総会までに支給しております。中長期業績連動報酬は、取締役会で承認された株式交付規程に従い、役員および在任期間に応じて算出される固定ポイントと、中期経営計画達成等に対するインセンティブを高めることを目的とする業績連動ポイントを毎年一定時期に付与し、原則として中期経営計画終了時に、固定ポイントの累計数に相当する当社株式等と、業績連動ポイントの累計数に、中期目標達成度に応じた業績連動係数を乗じた数に相当する株式等を交付および給付します。

・個人別の報酬等の内容の決定方法

個別の取締役の報酬等の額またはその算定方法の決定については、取締役会議長である取締役会長が、指名報酬委員会の助言も踏まえ、役員報酬案を取締役に上程し、取締役会にて決定しております。監査役報酬の支給案については、監査役会において監査役の協議により決定しております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外取締役へは、取締役会事務局を担当している総務部がサポートを行っています。

社外監査役へは、監査役を補助するスタッフを置いており、監査役の監査業務を補助しております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

当社は経営の意思決定がただちに実行されるよう常に組織の見直しを行い、同時に大幅な権限委譲と責任の明確化をはかり、最大の成果を達成しうる体制を整えてまいります。特に経営会議をはじめとした各種会議にはその重要性に応じ監査役・労働組合の参加があり経営の透明性を保っております。

また企業活動の多様化、グローバル化等に伴い企業集団としてのリスク管理、コンプライアンスならびに持続可能な社会実現に向けた企業のサステナビリティへの取り組みの重要性が増しておりますので、サステナビリティ委員会を設置し、各サステナビリティ活動の全社推進を図るとともに、当該委員会傘下にリスクマネジメント分科会を設置し、事業活動上に潜むリスクの抽出と洗い出し、リスク顕在化の未然防止と発生時の対策を検討・実施しております。また、「EKK企業行動憲章」に基づき「コンプライアンス規程」、「EKK従業員コンプライアンス行動指針」を定め、全グループ従業員を対象とした行動規範を策定し、モラルの向上を図っております。

当社では、取締役会の決議により授權された範囲で業務が執行され、取締役会において業務執行の監督がなされています。また、取締役、執行役員、本部長、室長、事業部長、ビジネスユニット長およびその補佐職で構成される本部長室長会を毎月1回開催し、業務執行に関する議案を取締役に付議する可否かを審議しています。

監査役会は監査役5名(うち社外監査役3名)で構成されており、各監査役は監査役会で策定された監査方針、監査計画に基づき、取締役会他重要な会議への出席並びに業務及び財産の状況調査を通して、取締役の職務執行を監査しています。

このほか、業務の適正な遂行等を図る目的で内部監査を実施しています。なお、内部監査の結果については、必要に応じて監査役に報告を行っています。

また、会計監査人として監査法人日本橋事務所を選任しており、会計監査業務を執行した公認会計士の氏名は柳吉昭氏および小倉明氏であり監

査法人日本橋事務所に所属しております。当社の会計監査に係る補助者は、公認会計士7名、その他2名であります。なお、会計監査人と監査役は随時情報の交換を行うことで相互連携を実施しています。

当社において、取締役および監査役の指名に関しては、以下のとおり能力、見識、人格等を総合的に判断して候補者に指名することを基本として、指名報酬委員会での検討を経て、取締役会にて決定することとしております。

業務を執行する取締役については、当社グループの業務に精通した取締役が経営の重要事項の決定に関与することが重要であるとの考えに基づき、個々の経歴もふまえ候補者に指名しております。

独立社外取締役については、会社法で定める社外要件、および東京証券取引所が定める独立性基準に従うとともに、豊かな経験と高い見識に基づく客観的で広範かつ高度な視野から当社の企業活動に助言いただけることが期待され、一般株主と利益相反が生じるおそれがないことを基本的な考え方として候補者に指名しております。

監査役については、専門的な知見に基づく客観的かつ適切な監査といった機能および役割が期待され、一般株主と利益相反が生じるおそれがないことを基本的な考え方として候補者に指名しております。

独立社外監査役については、上記の考え方に加え、会社法で定める社外要件、および東京証券取引所が定める独立性基準に従って候補者に指名しております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社では、2009年6月に執行役員制度を導入したことにより、取締役の員数を大幅に減員したため、取締役会についても少人数の機関へ変化し、監査役の取締役への監視を含めた意見等を活発かつ対等に議論する環境が整備されており、取締役の業務執行に対する、社外監査役の「社外からのチェック機能」という点は有効に機能しております。

また、監査役は、取締役会の出席・議論のみならず経営会議、本部長室長会といった重要な社内会議への逐次出席やグループ会社も含んだ定期的な内部監査を実施するなど会社経営全般を監視する仕組みを、経営陣から独立した立場で整備・構築しております。

これらを鑑み、当社のコーポレート・ガバナンスの実効性は確保されていると判断し、現状の体制を採用しております。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
集中日を回避した株主総会の設定	2022年の2021年度定時株主総会は6月23日(木)に開催した。
電磁的方法による議決権の行使	インターネットによる議決権行使を導入している。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	株式会社ICJが運用する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームに参加している。
招集通知(要約)の英文での提供	招集通知(狭義)と株主総会参考書類を英訳し、自社HPおよびTDnetに登録開示している。
その他	招集通知を自社HPへ発送日前に掲載している。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	HPのIR情報ページに掲載している。	
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	原則として決算発表および第2四半期決算発表時(年2回)に決算説明会を開催している。	あり
IR資料のホームページ掲載	有価証券報告書、四半期報告書、決算短信、決算説明会資料(パワーポイント資料)、株主総会招集通知をHPのIR情報ページに掲載している。 「IR情報」 https://www.ekkeagle.com/jp/ir/	
IRに関する部署(担当者)の設置	経本部長がIRを担当している。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況 更新

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	EKK企業行動憲章に基づきコンプライアンス規程、EKK従業員コンプライアンス行動指針、EKK人権方針、調達方針等を定め、すべてのステークホルダーを尊重
環境保全活動、CSR活動等の実施	サステナビリティ委員会を設置し、企業のサステナビリティ活動方針を決定し、各重要課題の決定とその活動状況の評価を行い、当該活動状況は取締役会に報告を行っている。また、環境・安全衛生中央会議を定期的に行い環境保全・安全衛生活動等の推進状況を確認している。
その他	Corporate Reportを発行し経営情報の一元的(財務・非財務情報)な情報提供を実施

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

1. 内部統制システムについての基本的な考え方及びその整備状況

(1) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

法令、定款及び社内規則等に基づき、株主総会議事録及び取締役会議事録等各種議事録並びに稟議書等決裁書類を各主管部門にて保存・管理し、取締役・監査役は、これらの文書等を閲覧できる体制を確保するものとする。

(2) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

リスクマネジメント方針、リスクマネジメント規程に基づき、サステナビリティ委員会の傘下にリスクマネジメント分科会を設置し、事業活動上のリスク抽出と対策を実施し、定期的な予防保全体制の確認を行い有事に備える。

(3) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役は、取締役会規則に基づき取締役会を開催し、取締役の担当職務の決定、事業戦略・経営方針等の重要事項を決定するとともに、各業務部門の業務執行の責任者として執行役員を選任し、各部門における執行の権限を与えて業務の迅速な遂行と目標設定にあたらせ、これを監督する。また、上級管理職任務権限規程により、職務権限及び意思決定ルールを明確にし、かつ定期的に行う経営会議及び経営診断を通じて事業計画・経営施策・業務実施計画の推進状況を確認することで、適切かつ効率的に職務の執行が行われる体制を確保するものとする。

(4) 取締役・使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

EKK企業行動憲章に基づきEKKコンプライアンス規程、EKK従業員コンプライアンス行動指針を定め、コンプライアンスを重視することを明確にし、法令、定款および社内規則等に適合する体制を確保するものとする。

(5) 子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の会社への報告に関する体制

内部統制規程に基づき、子会社統轄部門が管轄する子会社の経営状況を報告させ確認するとともに、本社主管部門がそれぞれの所管業務について、子会社に必要な指示と支援を行い、その推進状況を報告させ確認するものとする。

(6) 子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

内部統制規程に基づき、本社主管部門および子会社統括部門は、子会社にリスク管理体制を整備させるとともに、その実施状況を定期的に報告させ、必要により体制を見直すよう指示するものとする。

(7) 子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社および子会社の経営者・管理職が参加する経営会議を定期的に行い、情報の共有、経営の透明性を図るものとする。当会議においてグループ経営施策・事業計画の推進状況の報告・討議を行い、企業集団全体の経営の効率性の確保を図るものとする。

(8) 子会社の取締役等・使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

内部統制規程に基づき、子会社に企業行動憲章・コンプライアンス規程・従業員コンプライアンス行動指針を整備、周知させ、事業活動においてコンプライアンスを重視することを明確にさせるとともに、法令、定款および社内規則等に適合する体制を確立させるものとする。一方、財務報告に係る内部統制規程に基づき、当社並びに子会社の財務報告の信頼性の確保のための確認を取締役の指示に基づき実施するものとする。

(9) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、使用人の職務権限・人選等について監査役と協議するものとする。

(10) 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役を補助すべき使用人を置く場合、使用人の決定、変更に当たっては、監査役と協議するものとする。

(11) 監査役の使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査役を補助すべき使用人は、監査役会をはじめ監査役の主要な会議に出席し、監査役からの指示を実行するものとする。

(12) 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

内部統制規程に基づき、当社の業務の適正を確保する体制を定期的に監査し、その結果を監査役会に報告するものとする。

(13) 子会社の取締役等・使用人又はこれらの者から報告を受けた者が監査役に報告をするための体制

内部統制規程に基づき、子会社の業務の適正を確保する体制を定期的に監査し、その結果を監査役会に報告するものとする。

(14)前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
前号の報告をした者に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を当社並びに子会社に周知徹底するものとする。

(15)監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査役会規則に基づき監査役会で策定された監査方針、監査計画に基づき、監査役が職務を執行できるよう、その費用を確保するものとする。

(16)その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

取締役の職務執行を監督するため、監査役会規則に基づき監査役会で策定された監査方針、監査計画に則り、監査役が、取締役会他重要な会議への出席並びに業務及び財務の状況調査を行える体制を確保するものとする。また、会計監査人と監査役が定期的な意見交換を実施するものとする。更には、代表取締役と監査役が相互に意見交換等を行う「代表取締役・監査役会」を定期的実施するものとする。

2. 業務の適正を確保するための体制の運用状況(2021年度の実績)

(1)取締役の職務の適正性及びリスクマネジメント・コンプライアンス体制の状況

法令・定款および規則等に従い、取締役会他重要な会議体を定期的開催し、取締役の職務が適正に確保される体制を整備しました。また、企業活動の多様化、グローバル化等に伴い企業集団としてのリスク管理、コンプライアンスの重要性が増しておりますので、リスクマネジメント・コンプライアンス委員会を設置し有事への備えをいたしております。また、「EKK企業行動憲章」に基づき「コンプライアンス規程」、「EKK従業員コンプライアンス行動指針」を定め、全グループ従業員を対象とした行動規範を策定し、その周知徹底を図り、職務上のモラルの向上に務めました。

(2)企業集団における業務の適正を確保するための体制の状況

内部統制規程に基づき、子会社を含めたコンプライアンス、リスク管理体制の整備を進め、毎事業年度の内部監査を節目にリスク対応力の継続強化に努めるとともに、経営状況の報告を定期的実施し、企業集団全体の経営の効率性の確保を図りました。また、財務報告にかかる内部統制規程に基づき、財務報告に係る内部統制の有効性の評価を実施し、当事業年度において重大な法令・定款違反は見当たらず、内部統制システムは適切に運用されていることを確認しております。

(3)監査役監査の実効性を確保するための体制の状況

監査役が取締役会をはじめ経営会議など重要な会議体へ出席する体制を整備するとともに、必要な会議体へ出席いただきました。また、監査役は、業務および財務の状況調査を行えるように業務執行部門と随時連携を図り、必要に応じ補助使用人を監査において活用しました。また、会計監査人、代表取締役との意見交換を実施しました。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

反社会的勢力とは、取引関係を含めて、一切の関係を持たない。また、反社会的勢力による不当要求は拒絶する。反社会的勢力による不当要求に対しては、警察・暴力追放運動推進センター・特殊暴力防止対策協議会・弁護士等の外部専門機関との連携を密にし、経営トップ以下、組織全体として対応するものとする。

その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

当社の会社情報の適時開示に係る社内体制の状況は、添付図のとおりです。

当社では会社情報の管理責任者として情報取扱責任者を選任しており、業務本部長がその任に当たっております。

【当社の適時開示に係る社内体制】



